

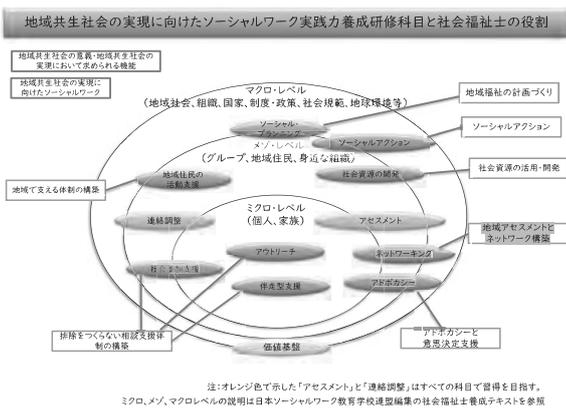
地域アセスメントとネットワーク構築

ルーテル学院大学
高山由美子

本科目の目標

○ 地域共生社会の実現に向けて

- ・ 個人への支援だけでなく地域づくりに向けた支援を視野に入れ、地域住民や他の専門職と協働・連携し、顕在化していない課題にアプローチすることの意義について理解する。
- ・ 断らない相談支援という視点から、地域アセスメントとネットワーク構築について理解する。



地域の課題にアプローチすることの意義

- ① 個人が直面している課題へのアプローチが起点
 - ② ミクロレベルからマクロレベルまでを意識した実践
 - ③ ソーシャルワーク実践としての切れ目のない支援
 - ④ 断らない相談支援の実現に向けて
- ⇒ 地域における日常生活の課題は、その地域とのつながりの中で解決や緩和を図る。
- ⇒ 個人が直面している課題の解決や緩和は地域の課題の解決や緩和につながる。

ネットワーク構築を前提とした地域アセスメントの視点 ①

地域をアセスメントすること

⇒ 地域の実態を把握すること。

⇒ 地域の情報を収集・整理すること。

たとえば…

- ① この地域の特性は？
- ② 社会資源の状況は？
- ③ 地域にあるニーズとは？

ネットワーク構築を前提とした地域アセスメントの視点 ②

① この地域の特性は？

- 人口動態(人口・高齢化率・世帯構成等)
- 住居形態(戸建て・集合住宅・新興住宅地等)
- 地域特性(商業地・農地等)
- 地理的状況(道路・交通機関・河川・里山等)
- 文化や歴史(伝統行事・イベント等)
- 地域活動の状況(自治会・町会等)
- 住民の関係性 等々

ネットワーク構築を前提とした 地域アセスメントの視点 ③

- ② 社会資源の状況は？
 - 人材(知識・技術・経験・情報・時間等)
 - 施設・機関
 - さまざまなサービス・制度
 - 組織・団体
 - 財源
 - 拠点・空間
 - 情報
 - ネットワーク(関係性・つながり)
 - 地域の規範・雰囲気・空気感 等々

7

ネットワーク構築を前提とした 地域アセスメントの視点 ④

- ③ 地域にあるニーズとは？
～必ずしも当事者が声をあげない・あげられない潜在的ニーズへのアプローチ
 - 地域住民が気づいていること・心配なこと
⇒最近姿が見えない、子どもの泣き声、ゴミの問題…
 - 種々の事業者が気づいていること・心配なこと
⇒訪ねても出て来られない、料金の滞納…
 - 専門職や専門職の所属機関が気づいていること
⇒福祉・保健・医療・教育機関等で把握していること

8

ネットワーク構築を前提とした 地域アセスメントの視点 ⑤

地域アセスメントとしての情報収集・ニーズを把握する方法

- ⇒ 行政データの活用
 - 社会資源リスト・マップの活用(作成)
 - 関係者からの聴き取り
 - アンケート調査
 - 地域におけるさまざまな活動への参加
 - 住民を含めた関係者が参加できる機会の設定等
 - 情報が寄せられる関係づくり、体制づくり

9

ネットワーク構築を前提とした 地域アセスメントの視点 ⑥

アセスメントはソーシャルワーク専門職の重要な役割。

しかし、地域住民自身(当事者)もアセスメントを行いうる。

地域住民(当事者)の参加によるアセスメントの深化。

10

地域にネットワークを構築することの意義

- 地域の課題について、一専門職・一専門機関のみで解決することは困難。
- 他の機関・組織、他の専門職、地域住民等とのつながり(ネットワーク)が不可欠。
- つながり(ネットワーク)ができることにより、課題及び支援や解決の方向性を共有。
- 課題の解決や緩和に向けた取り組みが開始。

11

ネットワーク構築の視点と方法 ①

- 連携・ネットワーク構築そのものが目的ではない。
- 連携・ネットワーク構築のみが単独で行われるわけではない。
- 連携・ネットワーク構築はソーシャルワーク実践として展開されるものである。
- ネットワークの構築は、課題解決への取り組みのスタート。
- ネットワークをどう活用するか。
- 課題解決・緩和に向けて動くネットワークが必要。

12

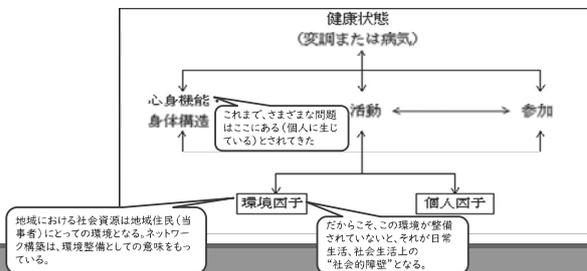
ネットワーク構築の視点と方法 ②

- 利用者・地域住民の課題解決や緩和のための支援のつながり。
- ネットワーク構築は地域の環境整備の一環としてとらえられる。
- 社会福祉士はネットワークの当事者として、機能するネットワークのあり方を考える。

13

ネットワーク構築の基盤としての環境整備

生活機能と環境への着目
国際生活機能分類 (ICF) の構成要素間の相互作用 <2001年世界保健機関総会で採択>



14

ネットワーク構築の視点と方法 ③

- 「組織」内への働きかけ
⇒ 内なるネットワークの必要性
- 「地域」に向けた働きかけ
⇒ 地域におけるネットワークの必要性
- 「個別」の支援から「地域」をとらえた働きかけ
⇒ 個を支えるネットワークの必要性

15

ネットワーク構築の視点と方法 ④

- ① 個別課題の確認
⇒ 例) 地域における認知症高齢者に対する理解不足から、地域住民とのトラブルが増加不安が高まる。ゴミ出しのルールが守れない。
閉じこもりがちな生活のため健康面が心配な高齢者がいる。
- ② ネットワークは手段であることを確認し、何を目的とするかを検討する
⇒ 例) 「認知症や1人暮らし高齢者への見守り声かけができる街づくり」
- ③ ねらい・期待する効果を明確化する
⇒ 例) 地域での声かけ、見守り体制を整える。すでにあるネットワークに気づく。
地域住民の協力によって日常の見守り力が高まる。

日本社会福祉士会『ネットワークを活用したソーシャルワーク実践～事例から学ぶ「地域」実践力養成テキスト』、(中央法規出版、2013年)

16

ネットワーク構築の視点と方法 ⑤

- Why なぜネットワークが必要なのか(目的)
- Who そのために誰が、誰に声をかけるのか
- Where どこで(どの圏域で)つくるのか
- When いつまでにつくるのか
- What 何をテーマにしていくのか
- How どうやって運営していくのか
- How much 必要な経費等はどのようにするのか

17

藤沢型地域包括ケアシステム～

「行政の責任としてのサービス提供基盤の整備と専門性の強化」と「行政と多様な主体が連携した地域活動の推進とその取組を支える仕組みづくり」の2つを柱に、福祉、医療、介護、子育て支援、教育、市民活動等の様々な分野の施策・事業を総合的に検討し、具体的な取組を進めるための基盤・仕組みづくりとその強化を図っていきます。



18

学びのふりかえりとまとめ ① ～社会福祉士として地域をとらえる視点～

- ① 地域住民(当事者)をシステムの中にある人としてとらえ、システムとして変化を促す。
- ② 意図をもって地域をアセスメントする(見立てる)。
- ③ 既存の人間関係やネットワークを活用する。
- ④ ネットワークを「個人」に向けて活用する。
- ⑤ 個別支援と地域支援を一体的に展開する。
- ⑥ ネットワーク構築に向けた気づきを共有する
- ⑦ ネットワーク構築に向けたプロセスを重視する。
- ⑧ 地域住民(当事者)を主体としたネットワークを構築する。
- ⑨ ネットワークの変化と成長の可能性を共有する。

19

学びのふりかえりとまとめ ② ～社会福祉士として地域をとらえる視点～

「地域にある社会資源を活用していくということは、ソーシャルワーカーにとって当たり前のことかもしれない。一方で当たり前のことを継続して地道に行っていくかどうかが問われている。地域にある社会資源を『知る』『活用する』『改善する』、必要があれば『創る』という、社会資源活用の基本を確実にやる。地域のどの社会資源と社会資源をつなぎ合わせれば相乗効果を発揮できるかを常に考え、住民の力と専門職の力、互いの力を結び付けていく。ネットワークづくりを手段として活用し、いつでも『地域住民の福利の向上』という目的に照らし、考え実践していく。」(山本、2019)

20

実践をふまえたネットワーク構築の可能性

演習では、実践において…

- ・ 地域アセスメントはどのようになされているか
- ・ 地域で共有されている地域の強みや課題は何か
- ・ どのようなネットワークが機能しているか
- ・ 社会福祉士としてネットワーク構築にどのように関わっているか…

等について検討します。

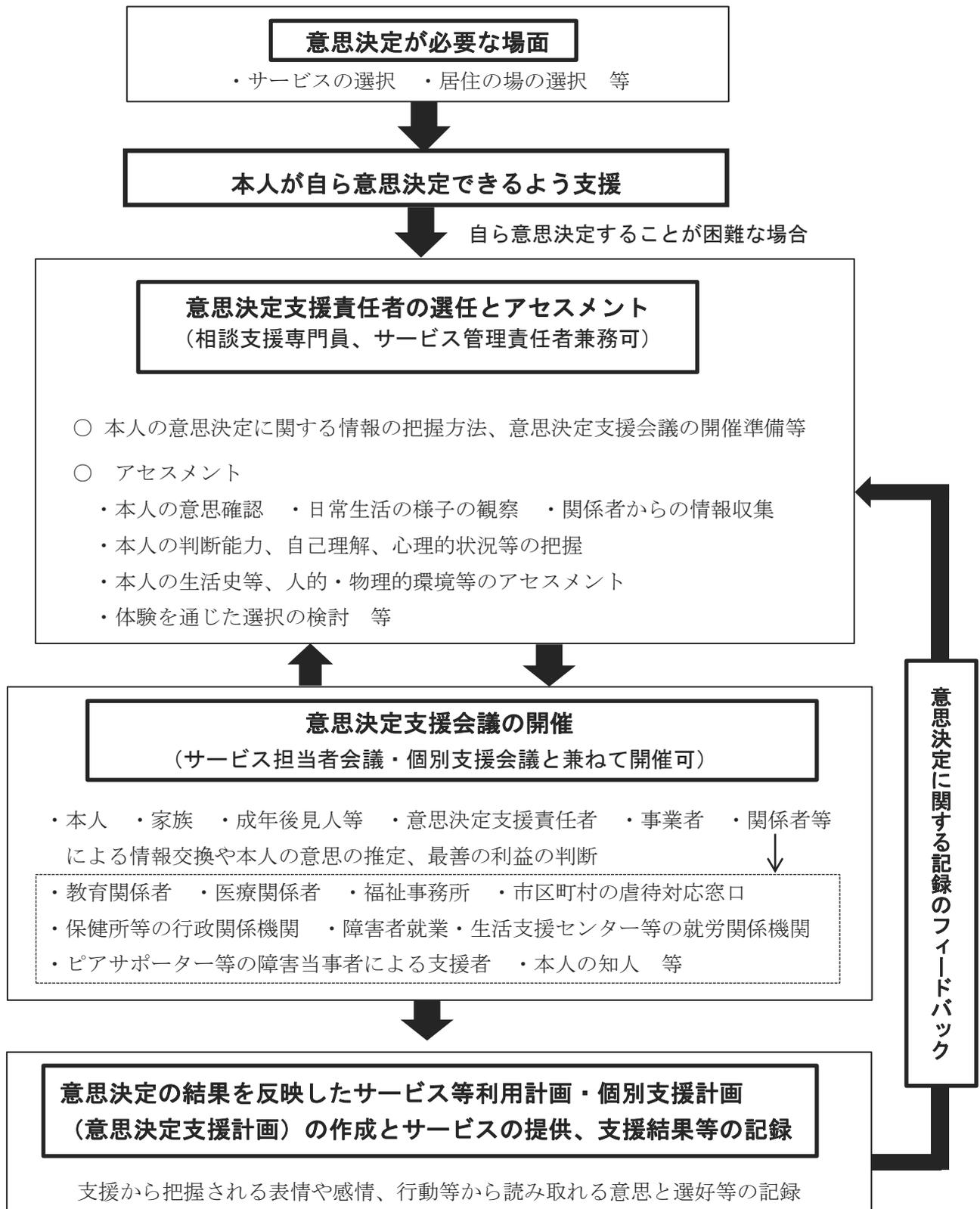
21

文献

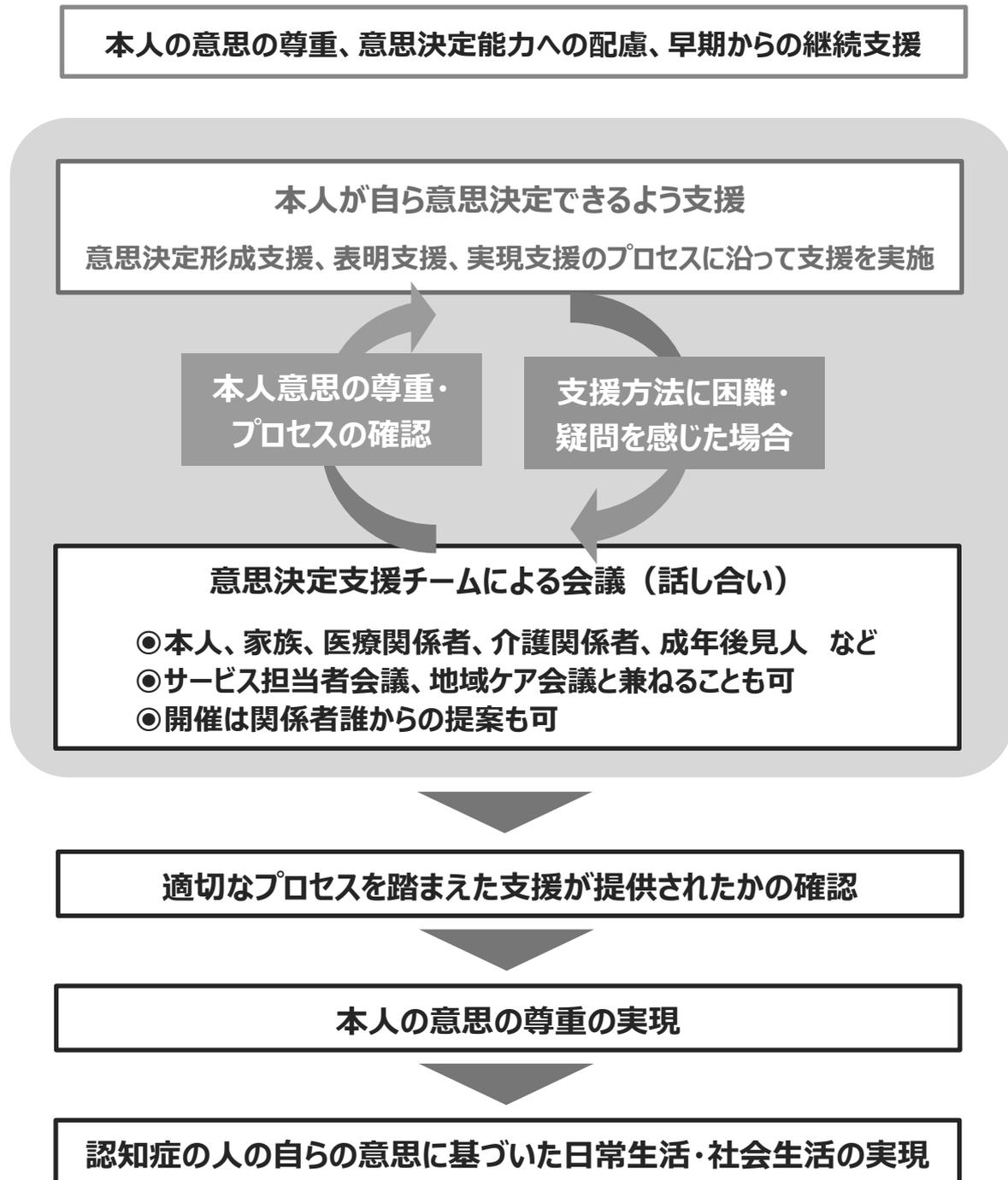
- ・ 日本社会福祉士会『改訂 地域包括支援センターのソーシャルワーク実践』、中央法規出版、2012年。
- ・ 日本社会福祉士会『ネットワークを活用したソーシャルワーク実践～事例から学ぶ「地域」実践力養成テキスト』、中央法規出版、2013年。
- ・ 日本社会福祉士会『地域共生社会に向けたソーシャルワーク～社会福祉士による実践事例から～』、中央法規出版、2018年。
- ・ 社会福祉士養成講座編集委員会『地域福祉の理論と方法第3版』、中央法規出版、2015年。
- ・ 山本繁樹『行政・社会福祉協議会・地域包括支援センターの協働によるシステム構築』日本地域福祉研究所監修『コミュニティソーシャルワークの新たな展開～理論と先進事例』、中央法規出版、2019年。

47

(図1) 意思決定支援の流れ



【概念図】



日常生活・社会生活等における意思決定支援のプロセス

人的・物的環境の整備

- ◎ 意思決定支援者の態度
(本人意思の尊重、安心感ある丁寧な態度、家族関係・生活史の理解 など)
- ◎ 意思決定支援者との信頼関係、立ち会う者との関係性への配慮
(本人との信頼関係の構築、本人の心情、遠慮などへの心配り など)
- ◎ 意思決定支援と環境
(緊張・混乱の排除、時間的ゆとりの確保 など)

意思形成支援：適切な情報、認識、環境の下で意思が形成されることへの支援

[ポイント、注意点]

- ◎ 本人の意思形成の基礎となる条件の確認 (情報、認識、環境)
- ◎ 必要に応じた 都度、繰り返しの説明、比較・要点の説明、図や表を用いた説明
- ◎ 本人の正しい理解、判断となっているかの確認

+

意思表示支援：形成された意思を適切に表明・表出することへの支援

[ポイント、注意点]

- ◎ 意思表示場面における環境の確認・配慮
- ◎ 表明の時期、タイミングの考慮 (最初の表明に縛られない適宜の確認)
- ◎ 表明内容の時間差、また、複数人での確認
- ◎ 本人の信条、生活歴・価値観等の周辺情報との整合性の確認

+

意思実現支援：本人の意思を日常生活・社会生活に反映することへの支援

[ポイント、注意点]

- ◎ 意思実現にあたって、本人の能力を最大限に活かすことへの配慮
- ◎ チーム(多職種協働)による支援、社会資源の利用等、様々な手段を検討・活用
- ◎ 形成・表明された意思の客観的合理性に関する慎重な検討と配慮

各プロセスで困難・疑問が生じた場合は、チームでの会議も併用・活用

意思決定支援のプロセスの記録、確認、振り返り

意思決定支援等に係る各種ガイドラインの比較について

令和2年10月

	<p>A 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン</p>	<p>B 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン</p>	<p>C 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン</p>	<p>D 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン <small>(※身寄りがない場合の医療機関等の対応等に係る部分を除く)</small></p>	<p>E 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン</p>	<p>主な共通点・相違点等</p>
<p>1. 策定期間</p>	<p>平成29年3月</p>	<p>平成30年6月</p>	<p>平成19年 (平成30年3月改訂)</p>	<p>令和元年5月</p>	<p>令和2年10月</p>	
<p>2. 誰の(意思決定)支援か</p>	<p>障害者</p>	<p>認知症の人 <small>(※認知症と診断された場合に限らず、認知機能の低下が疑われ、意思決定能力が不十分な人を含む。)</small></p>	<p>人生の最終段階を迎えた人</p>	<p>医療に係る意思決定が困難な人</p>	<p>成年被後見人等</p>	
<p>3. ガイドラインの趣旨(意思決定支援等の担い手を含む)</p>	<p>意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめたガイドラインや成年被後見の担い手を含めた関係者間で共有することを通じて、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資すること</p>	<p>認知症の人を支える周囲の人において行われる意思決定支援の基本的考え方(理念)や姿勢、方法、配慮すべき事柄等を整理して示し、これにより、認知症の人が、自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送れることを目指すもの</p>	<p>人生の最終段階を迎えた本人・家族等と医師をはじめとする医療・介護従事者が、最善の医療・ケアを作り上げるプロセスを示すもの</p>	<p>本人の判断能力が不十分な場合であっても適切な医療を受けることができるよう、Cガイドラインの考え方も踏まえ、医療機関としての対応を示すとともに、医療に係る意思決定の場面で、成年被後見人等に期待される具体的な役割について整理するもの</p>	<p>成年被後見人等が意思決定支援を踏まえた後見事務を適切に行うことができるように、また、中核機関や自治体の職員等の執務の参考となるよう、成年被後見人等に求められている役割の具体的なイメージ(通常行うことが期待されること、行うことが望ましいこと)を示すもの</p>	<p>各ガイドラインの趣旨は様々であるが、いずれのガイドラインにおいても、本人への支援は、本人の意思(自己決定)の尊重に基づいて行う旨が基本的な考え方として掲げられている</p>

<p>4. ガイドラインが対象とする主な場面</p>	<p>A 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン</p>	<p>B 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン</p>	<p>C 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン</p>	<p>D 身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン (※身寄りがいない場合の医療機関等の対応等に係る部分を除く)</p>	<p>E 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン</p>	<p>主な共通点・相違点等</p>
	<p>①日常生活における場面 ・食事、衣服の選択、外出、排泄、整容、入浴等の基本的な生活習慣に関する場面 ②社会生活における場面 ・自宅からグループホームや入所施設、一人暮らし等に住まいる場を移す等の場面</p>	<p>①日常生活における場面 ・例えば、食事・入浴・被服の好み、外出、排せつ、整容などの基本的な生活習慣や、日常提供されたプログラムへの参加を決める場合等 ②社会生活における場面 ・自宅からグループホームや施設等に住まいる場を移動する場合や、1人暮らしを選ぶか、どのようなケアサービスを選ぶか、自己の財産を処分する等</p>	<p>人生の最終段階における医療・ケアの場面 ・「人生の最終段階」には、がん末期のように予後が長くても2～3か月と予測できる場合、慢性疾患の急性増悪を繰り返して予後不良に陥る場合、脳血管疾患の後遺症や老衰など数か月～数年で死を迎える場合がある ・どのような状態が「人生の最終段階」かは、本人の状態を踏まえて、医療・ケアチームの適切かつ妥当な判断による</p>	<p>医療に係る意思決定の場面 (※主に、本人の意思決定が困難な場について記述)</p>	<p>本人にとって重大な影響を与えような法律行為及びそれに付随した事実行為の場面 ・例：①施設入所契約など本人の居所に関する重要な決定、②自宅や高額な資産の売却等、法的に重要な決定、③特定の親族に対する贈与・経済的援助など、直接的には本人のためとはいえない難しい支出をする場合等</p>	<p>A・Bのガイドラインは主に日常的な場面を、C・Dのガイドラインは、より非日常的な場面を対象とするイメージ</p>
<p>5. 意思決定支援等のプロセス等</p>	<p>可能な限り本人が自ら意思決定できるように、以下の枠組みで支援する。 ①意思決定支援責任者の配置 ②意思決定支援会議の開催 ③意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画(意思決定支援計画)の作成 ④サービスの提供 ⑤モニタリングと評価・見直し</p>	<p>本人が、自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送れることを目指すために以下のプロセスで支援する。 ①人的・物的環境の整備(本人と支援者との関係性や意思決定支援の場所・時間等への配慮等) ②意思形成支援(適切な情報、認識、環境の下で意思が形成されることへの支援)、意思表明支援(意思を適切に表明・表出することへの支援)、意思実現支援(本人の意思を生活に反映することへの支援)。各プロセスで困難・疑問が生じた場合、チーム会議も併用・活用</p>	<p>本人意思が確認できる場合、次の手順によるものとする。 ①医療従事者からの適切な情報提供と説明 ②本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合い ③時間の経過や心身の状態の変化等に応じて本人の意思は変化するため、家族等も含めて繰り返し話し合うことが必要</p>	<p>本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定ができるように以下の活動を行う。 ①支援チームの編成、本人への趣旨説明とミーティングの準備等 ②本人を交えたミーティングの開催 ③本人の意思決定に沿った支援を展開</p>	<p>各ガイドラインにおける意思決定支援の要素・プロセスは様々であるが、本人が意思決定の主体であり、支援を行う前提としての環境整備、チーム支援、適切な情報提供等の要素は共通</p>	

<p>6. (代理) 代行決定 (※)について</p> <p>※本人による意思決定が困難な場合に、第三者が本人に代わって意思決定を行うこと</p>	<p>A 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン</p>	<p>B 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン</p>	<p>C 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン</p>	<p>D 身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン (※身寄りがいない場合の医療機関等の対応等に係る部分を除く)</p>	<p>E 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン</p> <p>主な共通点・相違点等</p>
<p>7. (意思決定支援等)における後見人等の役割・関与の在り方</p>	<p>①本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合、本人をよく知る関係者が集まって、根拠を明確にしなが本人の意思・選好を推定</p> <p>②本人の意思推定がどうしても困難な場合、関係者が協議し、本人にとっての最善の利益を判断</p>	<p>(※本人の意思決定能力に欠ける場合の代理代行決定はガイドラインの対象外)</p> <p>(※なお、本人の意思は、それが他者を害する場合や本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずる場合でない限り、尊重される(「重大」が否かは、明確な不利益性・回復困難な重大性・発生の蓋然性の観点から判断))</p>	<p>本人意思が確認できない場合、次の手順により、医療・ケアチームの中で慎重に判断(いずれの場合も、本人にとって最善の方針をとることを基本とする)</p> <p>①家族等が本人意思を推定できる場合、その推定意思を尊重</p> <p>②家族等が本人意思を推定できない場合、本人にとって何が最善であるか家族等と十分話し合う</p> <p>③家族等がいない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合も、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする</p>	<p>①意思決定支援を尽くしても意思決定・意思確認がどうしても困難な場合、意思推定に基づく代行決定を行う</p> <p>②意思推定すら困難な場合や、本人の表明意思・推定意思を実現すると本人に見過ごすことができない重大な影響が生ずる場合等には、本人にとっての最善の利益に基づく代行決定を行う</p>	<p>・Bのガイドラインでは、「いわゆる代理代行決定のルールを示すものではない」旨明記</p> <p>・その他のガイドラインでは、本人意思が確認できない場合等における、本人意思を推定するプロセスや、最終手段として、本人にとっての最善の利益の観点からなされる代行決定等のプロセスについても記述</p>
<p>7. (意思決定支援等)における後見人等の役割・関与の在り方</p>	<p>①サービス提供者とは別の第三者として意見を述べ、多様な視点からの意思決定支援を進める</p> <p>②意思決定支援の結果と成年後見人等が担う身上配慮義務に基づき方針が齟齬しないよう、意思決定支援のプロセスに参加</p>	<p>意思決定支援に当たり、本人の意思を踏まえて、家族・親族、福祉・医療・地域近隣の関係者とともにチームとなつて日間的に見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要に応じて支援を行う</p>	<p>(記述なし)</p>	<p>①契約の締結等(受診機会の確保・医療費の支払)</p> <p>②身上保護(適切な医療サービス確保)</p> <p>③本人意思の尊重 (本人が意思決定しやすい場の設定、チームの一員として意思決定の場に参加等) など</p> <p>(※成年後見人等の権限には、いわゆる医療同意権が含まれないことを明記)</p>	<p>・後見人等について、A・Bのガイドラインでは主として他の関係者とともに意思決定支援のプロセスに関与するのに対し、Dのガイドラインでは医療等の場面で後見人等に期待される役割・行為が個別具体的に記載</p> <p>・Eのガイドラインは、主として後見人等向けに策定されるものであり、意思決定支援場面、代行決定場面それぞれの関わり方を詳細に記載</p>

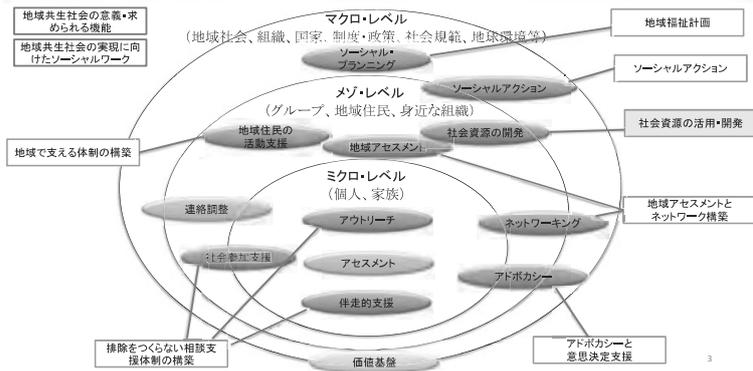
東洋大学
加山 弾

本テーマの目標

○地域共生社会の実現に向けて

- 社会資源の概念についての正確な理解を促す
- 社会資源を活用・開発することの意義についての理解を促す
- 社会資源を活用・開発する方法についての理解を促す

目指す社会福祉士の役割と研修科目



**コロナ禍でも“地域のつながり”を堅持する
 —資源開発の挑戦—**

(地縁組織・ボランティア)

- ○○町会連合会：(上半期)見守り・例会を自粛。電話で安否確認・励まし。(下半期)秋の敬老祝い品から訪問・手渡し開始。フェイスシールド、マスク、除染の徹底
- ○○老人クラブ連合会：行事はAB2グループに分けて参加者を半減。時短で実施。電話と郵便で激励(「激励文+マニュアル」郵送。健康体操・音楽療法の講師に協力依頼)
- ○○町会+包括：高齢者はフレイル→骨折→認知機能低下やうつが、現役世代はテレワークの増加とともに虐待が見られるようになった。暑中見舞いを往復ハガキで(びっしりと書かれた返信)
- 傾聴ボランティア○○...「電話で話してスッキリ」の開始。「絵はがき使い切ろう」運動。

(社会福祉施設・事業所)

- ○○会：施設が運営するカフェ(子育て層向け等)を休止→弁当販売・宅配(学校給食中止支援・在宅高齢者向け等)に切り替える。管理栄養士監修。HP・FB・LINEで周知。
- △△会：施設が運営するカフェを休止→利用者の手作りパンの宅配。老人センター休館→利用者の運動不足対策に、体操のプリント+塗り絵を郵送。塗り絵は返信してもらい施設に展示。ICT(Zoom等)の利用支援。家族が感染した障害者を施設で受け入れ。
- ○○地域公益活動ネットワーク：施設で運営していた子ども食堂を休止→個別に食事を宅配(または取りに来てもらう)。飲食店・民生委員・社会福祉法人・社協などが連携。法人間のオンライン情報交換会を開催(地域課題の共有)
- △△市社会福祉法人連絡会：学校給食中止の支援。市内の施設で昼食を多めに作り、弁当配付。社協は広報・受付、弁当配達、利用料補助。

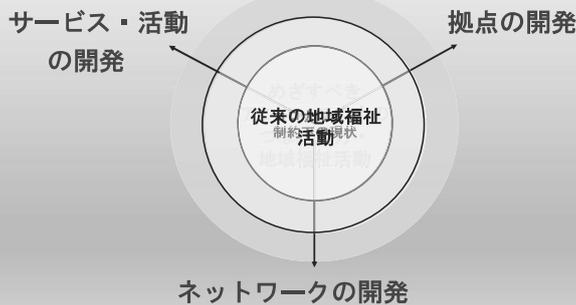
(行政・社協)

- ○○区：専門職が陽性自宅療養者に「生活支援セット」宅配(調理不要の食料品、日用品等)。※玄関先に置いて連絡する。家族等の支援が受けられない、食料品等の調達で困難な人が対象
- △△社協：緊急小口資金・総合支援資金/サロン参加者に電話(状況確認)/手作りマスクポスティング/頭の体操ドリル作成等

(ICT活用による地域活動の維持・促進)

- NPO法人○○：コロナ禍での地域活動を紹介するサイトを立上げ・運用(全国)
- XX県社協：同上(県内)
- ▼▼区社協：学生がタブレットでサロンに参加し、健康体操・脳トレなどのプログラムを提供(元々は現地で手伝いをしていた)

コロナで地域福祉の活動はどう変わるか？



1 社会資源活用・開発がなぜ必要なのか

- ・ソーシャルワーカーの技術としての社会資源活用・開発が必要とされる今日的な背景
- ・既存資源の活用と新たな資源の創出
- ・資源活用・開発における柔軟な視点・方法
- ・人びとの価値や態度・行動の変容を促す資源開発

資源活用・開発が求められる背景

- コミュニティソーシャルワークなどの場面で〈資源開発〉が重視されるのは、既存の制度・サービスや資源をあてはめるだけでは解決できない課題を抱えた人の問題、社会的孤立を解消していくことの重要性が増しているから。
- 新しい資源の創出 < 既存資源活用
- 有形無形の価値を創出する（人の意識、つながりを喚起するのも資源開発）

無限にある資源開発の方法

- 空き店舗・空き家・余裕教室等を地域の居場所・活動場所に
- 福祉施設や企業のスペースを用いて活動場所に（例：子ども食堂等）
- 前職・趣味などを活かしたボランティアで地域の活力に
- 困りごとを抱えた当事者・関係者の集まりを活動主体・発信主体に
- その他、有形無形の資源開発が多彩に行われている：
 - ・ デイサービスの送迎車を使った〇〇〇
 - ・ 孤立高齢者の〇〇〇を活かしてボランティアに

資源活用・開発のさまざまな方法

- 拠点開発（ハード）－活動・プログラム開発（ソフト）
- 福祉内連携…社会福祉法人の公益活動などを契機に、福祉分野内の垣根を超えた連携
- 他（多）分野との連携…医療・教育・住まい等、関連分野との協働による包括的な支援、企業のCSR・大学等との協働
- ネットワークの開発・・・プラットフォーム（拠点・プログラム・会議体等）の開発により、官－民／フォーマル－インフォーマル／福祉分野－福祉以外の分野の垣根を超えた支援体制、福祉を合言葉にしたまちづくり

2 社会資源の類型と活用・開発の方法

- ・ 社会資源の基本的なとらえ方・類型
- ・ さまざまな社会資源活用・開発の方法

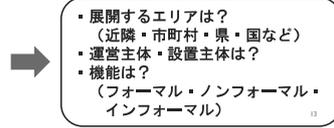
社会資源の類型

■ 地域資源と社会資源

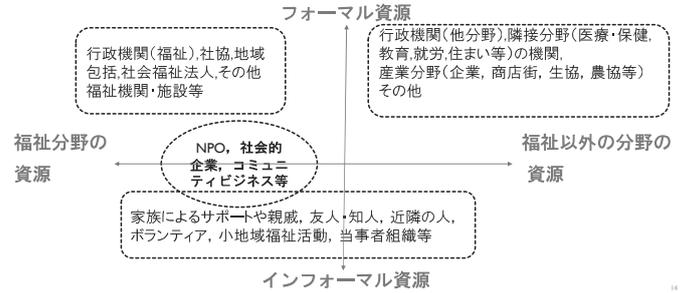
地域資源…自然、人、歴史、文化、その他特徴的なもの。一般資源
 社会資源…（地域福祉においては）社会福祉の援助過程で用いられる資源。社会福祉資源

■ 地域自立支援に必要な7つの資源

- ①人的資源（本人・家族・近隣・ボランティア・専門職など）
- ②サービス（プログラム）
- ③情報
- ④空間（居場所・拠点）
- ⑤ネットワーク
- ⑥財源
- ⑦制度・システム



主体別に見た資源活用・開発のタイプ



資源開発のさまざまな方法

- 商店街の空き店舗を活用して地域の居場所に ➡ 演習事例
- 小・中学校の余裕教室や廃校舎を使った地域の居場所に
- 企業等の敷地を借りて地域の居場所に
- 複数の社会福祉法人の連携による生活困窮者支援（制度の狭間問題の発見・解決）
- 福祉施設の設備（交流室、浴室等）を使った子ども食堂、身体障害者の入浴支援、送迎車を使った買い物・移動支援等
- 福祉行政とその他の主管の連携による見守り・支援
- 中間的就労を盛り込んだ地場産業の活性化
 …その他、多彩な事例が全国で見られる

事例から学ぶこと

- 既存資源、遊休施設、住民個々の力（前職、趣味、特技等）をうまく活用すること（セクションの壁を越えて連携が生まれる）の実効性
- 住民のニーズに着目し、オン・デマンドでつながる→資源開発することの大切さ。“バリア（=カベ）”があるから“バリアフリー（=乗り越えるチカラ）”が生まれる
- 異なる立場の資源をつなげ、調整する役割＝コーディネーター、協議の場の重要性。〈協議〉は〈気づき〉の喚起・共有を促し、〈気づき〉は〈行動〉を、〈行動〉は〈協働〉を生む
- 地域には、支援ニーズ（支援してほしい、困っている…）と活動ニーズ（活動したい…）がある

3 資源開発の事例

- 既存資源を使った地域の居場所づくりの事例から、地域アセスメント、資源活用・開発、ネットワークキングなどの視点と方法を学ぶ

〈事例〉商店街の空き店舗を地域の居場所に（都市部A区・B団地のCサロン）

プロフィール

- 高齢化率57%超の団地。商店街はシャッター通り化
- 3法人（障害者就労支援＋地域包括支援センター受託法人＋区社協）が共同で居場所を運営。社協で同地区を担当するコミュニティソーシャルワーカー（CSW）や包括の社会福祉士が調整役となった
- 住民、学生、商店との協働によるプログラムを企画・実施し、商店街の活性化、住民のコミュニティ再生、障害者の就労機会創出（就労継続支援B型、区の高齢者食事会、配食サービス、清掃等）に貢献

ストーリー

- 3法人と商店街の協議で、空き店舗（元飲食店）を常設型サロンとしてオープン
- 隣接するコミュニティレストラン（法人が運営する就労継続支援事業）の利用者が、サロンの手伝いをできるようにした。付近の大学の学生も運営補助のボランティアに来るようにした
- 多くの住民に知ってもらいイベントを模索し、夏だったこともあり、商店街の酒屋の協力で、サロン前のスペースでビアガーデンを実施。普段来ない若年層なども足を運んでくれた
- その他イベント等を通じ、「一度目はお客さんでも、二度目からはあなたのサロンにしてください」と呼びかけ
- 大学との協力で、団地住民に全戸アンケートを実施（地域アセスメント）。どうすればより多くの人の求めに応じられるかを探った（特に男性高齢者のニーズ把握に努めた）

まとめ

- 地域生活課題が多様化・増大化する一方、地域にはさまざまな資源（人材、組織、場所、資金、思い、時間etc.）がある
- フォーマルインフォーマル、福祉分野ー福祉以外の分野、ハードーソフト等、幅広い地域資源を「社会資源化」すること、あるいは「社会資源と連携すること」を模索することで、「既存資源の活用方法の見直し」、そして「新たな資源の開発」につながる
- 新たなことを創出しようとする時、制度・財源から「トップダウン式」にアイデアを下ろすのではなく、地域の実情や住民の思いを「ボトムアップ式」で汲み上げていくことが大切。計画はそのための「気づき」と「協働」を広げていくことが求められる
- 地域共生社会をめざす上で、利害、制度、論理、立場…を異にする諸資源をつなぎ、協働的实践を生むには、媒介役（通訳）としてのソーシャルワーカーの幅広い知識・人脈、柔軟な発想力・スキルが重要

参考文献

- 日本地域福祉研究所監、中島修・菱沼幹男共編（2015）『コミュニティソーシャルワークの理論と方法』中央法規出版。
上野谷加代子・原田正樹編（2016）『地域福祉の学びをデザインする』有斐閣。

（つづき）

- アンケートの結果、高齢男性からは「朝、体操と朝食の機会がほしい」「畑をしたい」との要望が多かった。CSWは各法人と協議し、対応のための調整をはじめた
- 一つ目のニーズに対し、学生やボランティアの運営による「朝活」（朝、サロン前に集まって体操をし、そのあとサロン内で朝食）を開始
- 二つ目のニーズに対しては、区内で農地に使える土地が見つけれられず苦労したが、付き合いのある病院から「敷地内の荒地を整備して畑にしてはどうか」と提案があり、クリアできた

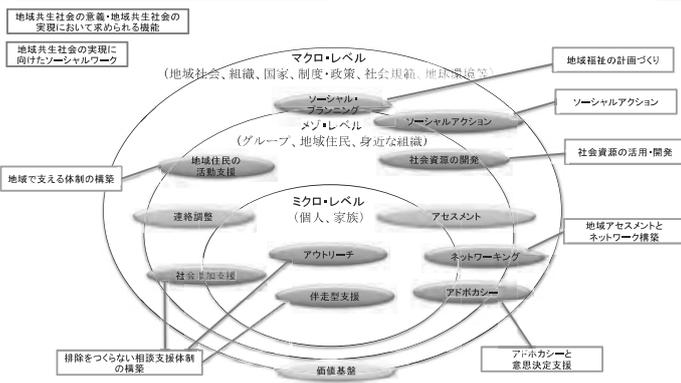
身近にある人やものを社会資源として 見いだす視点、活用・開発するスキルを

演習では、あなたの身近にある有形無形の人やものに「社会資源化」するチャンスを見いだす視点を養うとともに、多様な主体と協働しながら活用・開発していくスキルを養いましょう。

ソーシャルアクション

法政大学現代福祉学部・人間社会研究科
高良 麻子

地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修科目と社会福祉士の役割

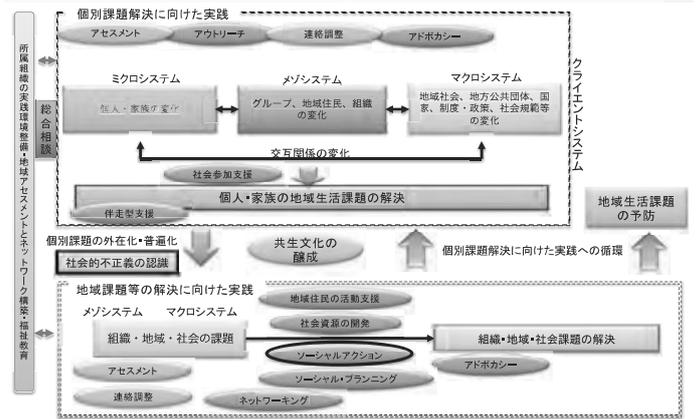


注:オレンジ色で示した「アセスメント」と「連絡調整」はすべての科目で習得を目指す。
ミクロ、メソ、マクロレベルの説明は日本ソーシャルワーク教育学校連盟編集の社会福祉士養成テキストを参照

本科目の目標

- ・地域共生社会の課題等に対処するために、ソーシャルアクションを実践する必要もあることを理解する。
- ・当事者のエンパワメントを基本とし、社会的に不利な立場におかれている人びとに支援することが、社会的に認められている専門職である社会福祉士だからこそできるソーシャルアクションの方法を理解する。

「個別課題解決に向けた実践」と「地域課題等の解決に向けた実践」の循環



日本社会福祉士会編(2018)『地域共生社会に向けたソーシャルワーク～社会福祉士による実践事例から』中央法規p436一部改変

ソーシャルワークにおけるソーシャルアクションの考え方

「人権と社会正義をよりどころにし、社会的排除・抑圧の問題を解決するために、社会的弱者・地域住民・個人・集団のニーズに応じて、当事者・家族・市民・コミュニティなどと連帯し、一般市民の意識を喚起しながら、社会福祉関係者や多様な専門職とも組織化し、国や地方自治体など行政や議会などに働きかけて、法律・制度・サービスの改善や拡充や創設を求めたり、新たな取り組みを展開したりする、ソーシャルワークの価値と倫理を根本とした活動実践や運動あるいは援助技術である」

根津敦(2014)「ソーシャルアクション」日本社会福祉学会辞典編集委員会編『社会福祉学辞典』丸善出版、pp.212-213.



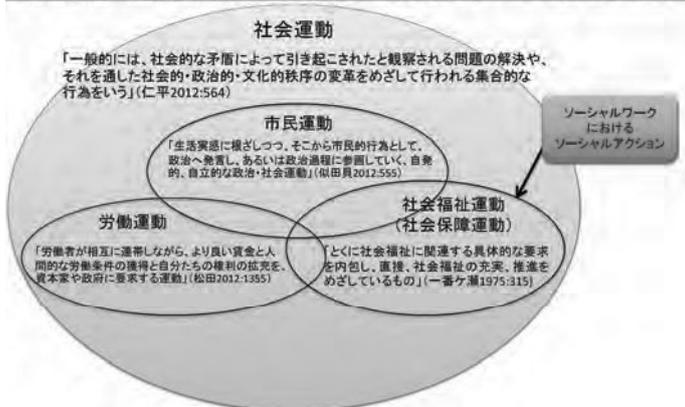
by 法政大学現代福祉学部・人間社会研究科 高良麻子

ソーシャルワークの原理

人間の尊厳	社会福祉士は、すべての人間を、出自、人種、民族、国籍、性別、性自認、性的指向、年齢、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、社会的地位、経済状況などの違いにかかわらず、かけがえのない存在として尊重する。
人権	社会福祉士は、すべての人々を生まれながらにして優すことにできない権利を有する存在であることを認識し、いかなる理由によってもその権利の抑圧・侵害・略奪を容認しない。
社会正義	社会福祉士は、差別、貧困、抑圧、排除、無関心、暴力、環境破壊などの無い、自由、平等、共生に基づく社会正義の実現をめざす。
集団的責任	社会福祉士は、集団の有する力と責任を認識し、人と環境の双方に働きかけて、互恵的な社会の実現に貢献する。
多様性の尊重	社会福祉士は、個人、家族、集団、地域社会に存在する多様性を認識し、それらを尊重する社会の実現をめざす。
全人的存在	社会福祉士は、すべての人々を生物的、心理的、社会的、文化的、スピリチュアルな側面からなる全人的な存在として認識する。

社会福祉士の倫理綱領

社会運動、社会福祉運動、ソーシャルワークにおけるソーシャルアクション



大澤真幸・吉見樹彦・笹田清一編、貝田宗介編(2012)『現代社会学事典』私文堂
浦辺史・岡村重夫・木村武夫・孝橋正一編(1975)『社会福祉要論』ミネルヴァ書房
by 法政大学現代福祉学部・人間社会研究所 高良麻子

ソーシャルワークにおけるソーシャルアクションの意義

- エンパワメントによる権利擁護**
ソーシャルアクションは、「個人的な事柄を解決して生活をコントロールする力、対人関係のパワー(問題解決に向けた他者と協働する力)、社会的パワー(社会に向けて発言し、社会を変革する力)」(日本ソーシャルワーク学会編『ソーシャルワーク基本用語辞典』川島書店p19)を高め、権利を実現するプロセスである。
- 社会問題としての構築**
個人の責任として片付けられてしまう問題を、多様な人びとに知らせ、それへの対処を求めることで、その状態が社会的に対応すべき問題だと合意される。
- 実態に合致した法制度の構築**
実際のニーズに合致した社会福祉を推進することができる。
- 公的責任の明確化**
立法的・行政的措置を求めるソーシャルアクションは、公的責任を明確にすることができる。
- ソーシャルワーカーの任務の遂行**
ソーシャルワーク専門職のグローバル定義に示された中核となる任務である「社会変革および人々のエンパワメントと開放」を実践するために不可欠な、権限・権力保有者に直接働きかける方法である。

by 法政大学現代福祉学部・人間社会研究所 高良麻子

ソーシャルワークにおけるソーシャルアクションの実践モデル

闘争モデル

二項対立的な権力構造を顕在化し、決起集会、デモ、署名、陳情、請願、不服申立て、訴訟等などの組織的示威・圧力行動を、世論を喚起しながら行い、立法的・行政的措置を要求する。

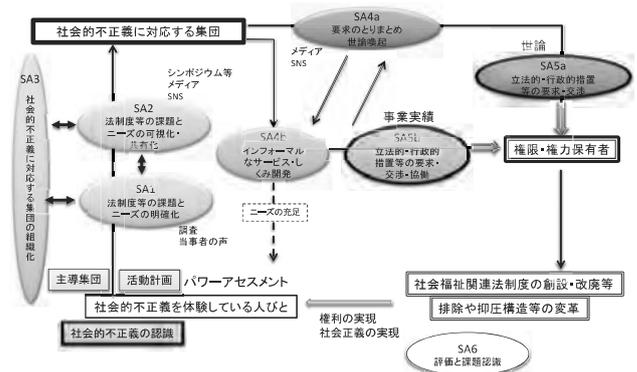
協働(事業開発)モデル

社会的に不利な立場におかれている人びとのニーズを充足するサービスやしくみを多様な主体の協働によって開発および提供し、その事業実績を根拠として立法的・行政的措置を要求する。

社会的発言力の弱い当事者の声を政策に反映していくとともに、このプロセスおよび政策を通して権力や関係等の構造を変革する。

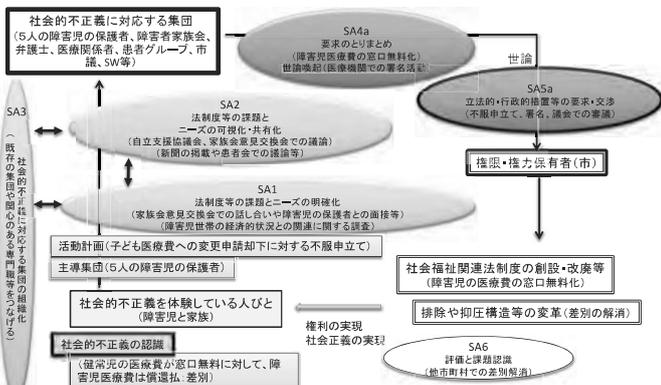
高良麻子(2017)『日本におけるソーシャルアクションの実践モデル「制度からの排除」への対処』中央法規出版

ソーシャルワークにおけるソーシャルアクションの展開過程



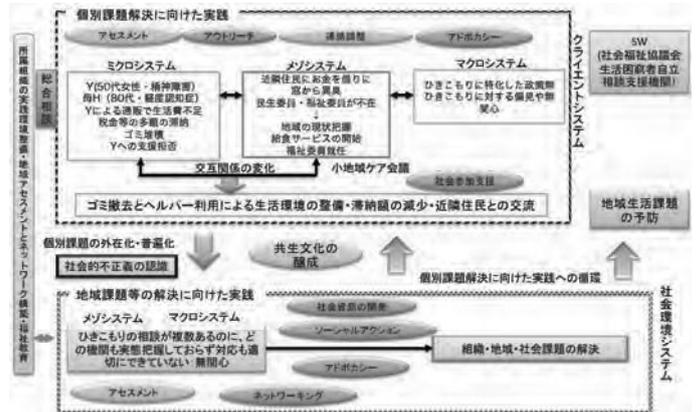
高良麻子(2017)『日本におけるソーシャルアクションの実践モデル「制度からの排除」への対処』中央法規出版を元に一部改変

ソーシャルワークにおけるソーシャルアクションの展開過程(闘争モデル事例)



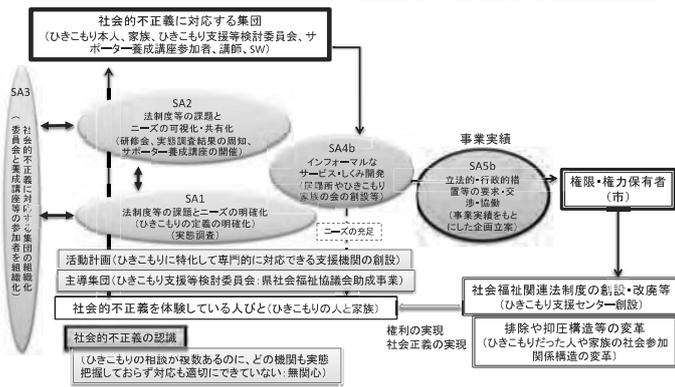
篠本 結二(2018)『ソーシャルアクションの実践例に関する一考察-障害児医療費助成の窓口無料化活動の実践から-』東海学院大学紀要12,p.73-78.を元に高良(法政大学)作成

ソーシャルアクションにつなげた事例(協働事業開発モデル事例)



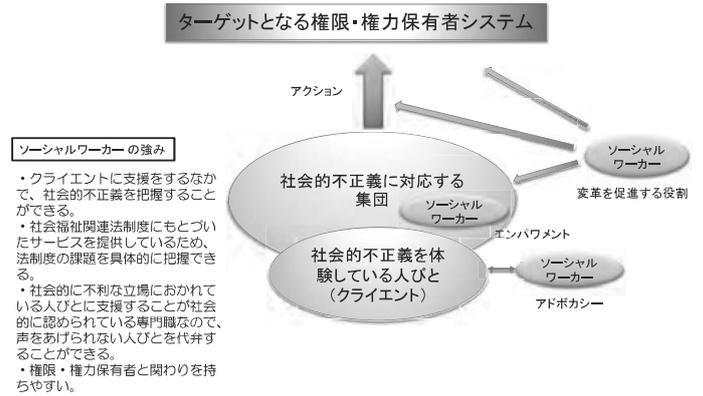
日本社会福祉士会編(2018)『地域共生社会に向けたソーシャルワーク-社会福祉士による実践事例から』中央法規出版を一部改変第3章第5節の事例を改変

ソーシャルワークにおけるソーシャルアクションの展開過程（協働事業開発モデル事例）



日本社会福祉士会編(2018)『地域共生社会に向けたソーシャルワーク～社会福祉士による実践事例から』中央法規の第3章第3節の事例を元に高良(法政大学)作成

ソーシャルアクションにおけるソーシャルワーカーの立ち位置



by 法政大学現代福祉学部・人間社会研究科 高良麻子

第2章 現任社会福祉士に対する全国的な研修プログラム等の開発

3 実践事例教材

(1)目的

地域共生社会の実現に向けた社会福祉士の役割について具体的に実践に結びつけて理解を促すこと、また自身の実践に引きつけて考えることができるようにすることを目的に、現場実践している社会福祉士による実践報告とそれへのインタビューを収録し、e-ラーニングによるビデオ提供することとした。具体的な用途としては、「地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修」の前後で視聴し学びを深めたり、広く現任の社会福祉士に社会福祉士の新たな役割を啓発したりすることがあげられる。

試行研修でも明らかにされたが、地域共生社会の実現に向けた社会福祉士の役割は、コミュニティ・ソーシャルワークに近い実践を行っている社会福祉士には理解しやすいが、レジデンシャル・ソーシャルワークに近い実践を行っている社会福祉士には自身の実践に引きつけて考えるには具体的な事例を示す必要性があると考えられた。そこで、今回は施設で働く社会福祉士による実践報告とインタビューを収録することとした。

(2)実践報告とインタビュー

2つの実践を取りあげた。

1)小規模多機能型居宅介護施設における実践

実践報告者

社会福祉法人 地域の空 コミュニティケアセンター北本庄

施設長／管理者 高木 英明 氏

実践報告テーマと概要

「利用者のストレングスを地域の役割に変える」

日常的な地域における連携と関係性の構築が重要であることを前提に、2つの事例を紹介。

事例1:ラジオ体操を日課としていたが要介護状態となり参加が困難になった利用者に、地域住民等をまきこみ再び参加できるようにした事例

事例2:認知症になった利用者の言葉の真の意味を読み解き、その実現に向けて地域の住民等を巻き込み実現し、迷惑行動が激減した事例

インタビュー:高良麻子委員

主な質問項目:

事例1について

Q1 A さんが再びラジオ体操に参加できたのは、社会福祉士によるどのような働きかけが有効だったからだと思いますか。

Q2 A さんは旧友との再会を喜び、ラジオ体操への参加を満喫され、生きがいを取り戻したと思いますが、継続はされているのでしょうか。継続するためにはどのようなことが必要だと思いますか。

事例2について

Q3 どのようにしてBさんの本当の想いを把握されたのでしょうか。

Q4 Bさんの想いを実現するために、地域ケア会議を開催して話し合いをされ、Bさんに対して批判的な気持ちのあった近隣住民をも巻き込んで、料理屋を1日オープンさせたわけですが、これを実現した社会福祉士の介入のポイントを教えてください。

日常的な地域交流等について

Q5 日頃から地域住民等との交流を行うために大切なことは何でしょうか。

Q6 施設や社会福祉法人の強みを活かした、地域共生社会の実現に向けた役割やソーシャルワーク実践についてのお考えを教えてください。

2)特別養護老人ホームにおける実践

実践報告者

社会福祉法人 津山福祉会 特別養護老人ホーム高寿園

施設長 仁木 則子 氏

実践報告テーマと概要

「高寿園から発信する地域福祉 つながる・つなげる・ひろげる・ひろがる」

創始者の保育所も高齢者施設も、福祉の施設は与えられたことだけをすればよいのではなく、地域に暮らす人々がそれぞれに役割や生きがいをもって、必要とされることを実感できるように絶えず働きかけなければならないという想いのもと、「無償送迎付き買い物サロン『ここ楽！』」やコロナ禍における活動を紹介。

インタビュー：高山由美子委員

主な質問項目：

Q1 施設設立当初より、創始者の「切れ目のない支援」を行いたいとの想いを実現するべく実践が重ねられてきたのだと思いますが、組織内で、また地域における施設として、これが継承されてきた背景(要因)にはどのようなことがあったのでしょうか。

Q2 地域とのつながりの具体化、実現については、移転を機とした「ドリームプロジェクト」の働きが大きかったように思います。在宅サービス班の取り組みは、まさに地域アセスメント(⑧)そのものだと思いますが、このような発想はどこから生まれ、あるいはどのようなリーダーシップの下で展開してこられたのでしょうか。

Q3 さらに、「職員全員でつくる新しい高寿園！！」の意識や価値はどのように共有されてきたのでしょうか。

Q4 さまざまな地域での取り組みを通して、地域住民のエンパワメントがなされてきていると思いますが、そのことは、さらに地域にどのような影響を及ぼしているのでしょうか。

Q5 コロナ禍にあって、活動を再開するにあたっては関係機関との意思疎通が困難な場面があり、情報や価値の共有が難しかったと語られていますが、従来とは違う安心や信頼が生まれたとおっしゃっていました。地域のみなさんや関係する方々にはどのような思いや工夫があったのでしょうか。

Q6 実践を23のソーシャルワークの機能に照らしてふりかえっていただいています。あらためて気づいたことなどはありますか。

(3)映像教材の作成

実践報告者からの報告を約 15 分、それを受けてインタビュー約 15 分のビデオを作成した。これらは日本社会福祉士会 e-ラーニングシステムで公開する。

<別掲資料>

実践報告者の PPT スライド(208ページ～219ページ参照)

利用者のストレングスを地域の役割に変える



社会福祉法人 地域の空
コミュニティケアセンター北本庄
施設長 高木英明
主任 田中三千代



レギオノーノグループとは？

2006年 開設
特定非営利活動法人地域の空
小規模多機能型居宅介護
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
認知症対応型通所介護

2018年 開設
社会福祉法人地域の空
地域密着型特別養護老人ホーム
短期入所生活介護
通所介護

レギオノーノグループの本部がある場所
県下2番目の都市部にあり、民家や商店
ビルの混在する地域の中に位置している。



地域福祉センター仁伍

近隣の風景

センターと地域との関わりは？



当法人主催
地域芸能祭



プロサッカー選手とご利用者・
地域の子供達の交流



地域のサークル来訪



芸人と地域住民

自治会サロン

ストレッチングスとは？

(利用者がもつ)能力、意思、知識などを指し、問題解決に活用できるあらゆる強み

「できる事」「好きな事」「意欲」

「抱負」「夢」「趣味」本人様持つ「強さ」

本人を「強くする事ができる要因」

環境にもストレッチングスがあり、支えてくれる家族や地域社会もストレッチングスになりえる。

利用者のストレッチングスを生かして
地域に貢献する

具体的な事例

利用者のストレッチングスに着目した

個別支援を通じて

地域住民の意識に影響を与えた事例1



Aさんてどんな人？

- ・ Aさん (男性) 80歳代
- ・ 脳梗塞を繰り返し、車イスを使用した生活となる。
- ・ 在宅で生活していた頃は、毎朝C城で開催されるラジオ体操に通うことを日課とし、連続5500回の出席を表彰されている。
- ・ 要介護状態となり、習慣は途絶えていたが、当グループの施設に入居後、「もう行けんようになった」と寂しく思う胸の内を吐露し、生活意欲の低下も見られていた。

Aさんの想いを汲み、本人らしい過ごし方を模索する。

「もう一度ラジオ体操に行く方法を考えます。一緒に頑張りますよ」

職員の声かけにより、生活意欲の向上が見られ、食事を介助無しで食べようとされたり、それまでは介助によって直していた車イス上の座位姿勢を自らの力で直すようになった。



ラジオ体操協会、地域のボランティア、かつての旧友、連携している医療機関などの協力を得て早朝のラジオ体操参加を企画し、実現に向けて職員が動いていく。

職員の尽力のもと、地域の協力を得て、ラジオ体操参加が実現する。



旧友との再会を喜ぶ光景

・本人の想いを汲み取った職員の地域への働きかけにより、諦めていた本人らしい生活習慣を再開するに至り、施設入所しても、本人らしい生活習慣を継続することが可能となることを実感できた。

・お互いの支え合いが、自分らしく生活できる環境の構築に繋がることを、職員も含めた協力者たちが体験的に学習できた事例と言える。

利用者のストレングスに着目した
個別支援を通じて
地域住民の意識に影響を与えた事例2



Bさんでどんな人？

- ・ Bさん (女性) 80歳代
- ・ レビー小体型認知症
特発性正常圧水頭症 脳腫瘍
- ・ 夫婦で料理屋を経営。夫他界後に閉店。
- ・ 関東で長女と同居していたが、本人希望により独居となる。
- ・ 近隣とのトラブルが頻回に見られるようになり、当事業所の利用に至った。

本当に帰りたかった場所



亡き夫と暮らした自宅(料理屋)に
帰りたい



- 本人
- 関東在住の長女
- 民生委員
- 理容店D店主
- F喫茶店主
- 地域のグラウンドゴルフ仲間
- 管理者と職員
- 近隣住人
- 自治会長
- G冷機社員
- 料理屋の元常連客

そして料理屋を一日オープン



連れて帰ってくれてありがとう

まちづくりの活動を通じて培った
地域との関係性

↓

利用者の地域における役割の創出
につなげた事例

地元中学校でまちづくりに関する授業
をしているという情報を入手

今年度の5月から11月にかけての中学3年
生の総合学習に参画することになった。

地元の中学校のグループワー
ク利用者とともに参加



中学校とは、事業所主催の
地域交流事業の開催等を通じて
日頃から協力関係にあった

日常的な連携と、関係性の中か
ら、今回の試みが生まれた。

■

- ・ 本人の思いに応える対応を繰り返す事で、地域住民の所に押しかける頻度は激減した。
- ・ BPSD軽減と関係性の再構築により好意的な発言が見られるようになった。
- ・ 対立状態だった長女と地域住民の対話の場を設けることで、両者の協力による支援体制を構築することができた。

■

日常的な地域交流

- ・ 喫茶コーナー、足湯
- ・ よろず相談所
- ・ 地域交流事業
(お祭りの開催等)

■

元校長先生による書道教室



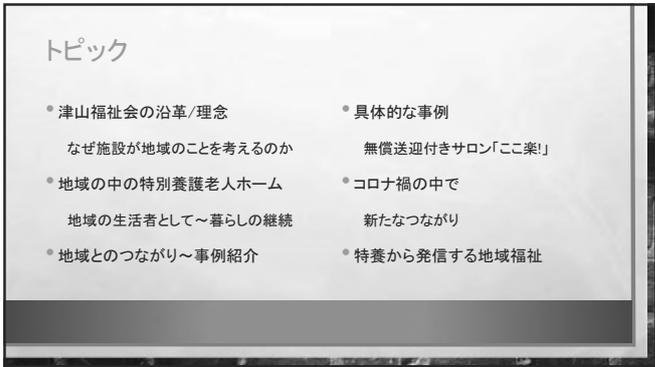
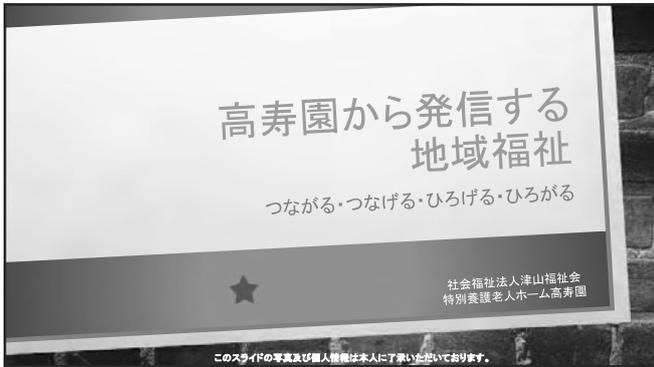
■

喫茶コーナーに来る地域住民に コーヒー等を振る舞う

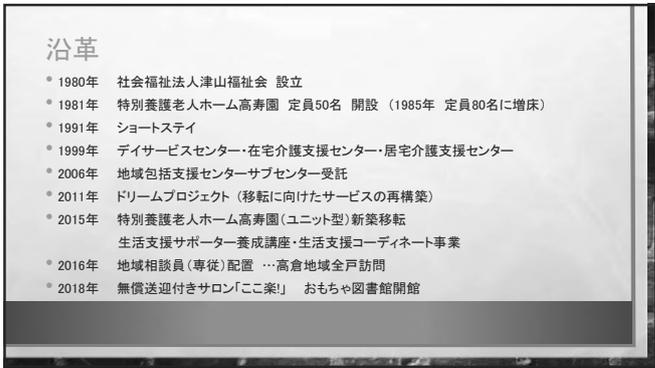
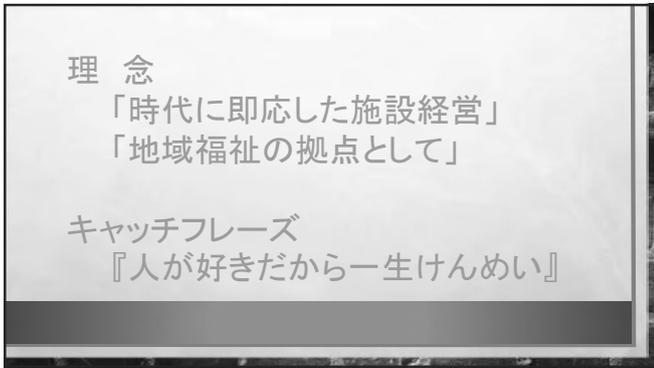




地域の聲
を



ソーシャルワーク機能 23項目 (第9回社会福祉保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会2022)	
① 支援が必要な個人や家族の発見	⑬ 人材の育成に向けた意識の醸成
② 地域全体の課題の発見	⑭ 地域社会の一員であるということの意識化と実践化
③ 相談者の社会的・心理的・身体的・経済的・文化的側面のアセスメント	⑮ 地域特性、社会資源、地域住民の意識等の把握
④ 個人と世帯全体を取り巻く集団や地域のアセスメント	⑯ 福祉課題に対する関心や問題意識の醸成、理解促進、課題の普遍化
⑤ 問題解決やニーズの充足、社会資源につなぐための仲介・調整	⑰ 地域住民のエンパワメント
⑥ 個人への支援を中心とした分野横断的な支援体制・地域づくり	⑱ 住民主体の地域課題の解決体制の構築・運営に係る助言・支援
⑦ 新たな社会資源の開発や施策の改善に向けた提案	⑲ 担い手としての意識の醸成と機会の創出
⑧ 地域アセスメントおよび評価	⑳ 住民主体の地域課題の解決体制を構成する地域住民と団体等との連絡・調整
⑨ 地域全体の課題を解決するための業種横断的な社会資源との関係形成・地域づくり	㉑ 地域住民と社会資源を開発するための提案
⑩ 情報や意識の共有化	㉒ 新たな社会資源を開発するための提案
⑪ 団体や組織等の組織化並びに機能や役割等の調整	㉓ 包括的な相談支援体制と住民主体の地域課題解決体制との関係性や役割等に関する理解促進
⑫ 相談者の権利擁護や医師の村表にかかる支援方法等の整備	



なぜ、特別養護老人ホームが地域へ アプローチするのか

創始者の想い

この津山の地において「ゆりかごから墓場まで」切れ目のない支援を行いたい。

それぞれの地域は、そこに住む人々によって守り育てられ、発展していなくてはならない。その支援が地域の福祉に寄与することだと考える。

保育所も高齢者施設も、福祉の施設は与えられたことだけをすればよいのではない。地域に暮らす人々がそれぞれに役割や生きがいをもって、必要とされることを実感できるように絶えず働きかけなければならない。

特別養護老人ホームの社会福祉士として



入居してからもそれまでの「暮らし」の継続を目指して

「暮らし」の継続とは、入居前の友人や地域の交流、理美容、趣味、買い物、外食などの社会活動をも含んで継続すること。制限のある入居施設で、どうやって実現するか。

施設だけではムリ！
家族や地域住民、企業、他機関の力を借りなければできない

地域とのつながり～移転を機に～

②④⑦⑯

ドリームプロジェクト（2011.4～2015.10） ～述べ参加人数2083名

在宅サービス班

《これからの高寿園が目指すもの》

- 津山市人口動態推計による将来予測
- 津山市内の介護・福祉サービス量調査
- 高齢者を主においた地域のニーズ調査
- 新規事業の検討
- 地域の資源としての施設・設備の検討

施設サービス班

《新しい施設とそのケア》

- 現状のケアの検証と自立支援ケアの推進
- ユニットケアの理解
～暮らしを継続するとは
- 入居者とスタッフをサポートする施設・設備の検討

職員全員で作る 新しい高寿園！！



運営推進会議 ～ここから始まる～

①⇒②



地域に開かれた事業運営及びサービスの質の向上に向け、地域の福祉活動に関わる機関団体の代表者をメンバーとした会議を定期的に開催。

委員からの様々な意見は、これまで地域との合同文化祭や無償送迎付きサロンの開催、地産地消の取り組み、ボランティアの発掘など、地域との新しい絆を生み出す貴重な機会となっています。

（メンバー）
町内会長、民生委員、老人クラブ、愛育委員、公民館長、消防団、住民自治協議会、利用者家族、NPO法人



②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒

無償送迎付き買い物サロン「ここ楽！」～企業との連携～

【名前の由来】
 高齢者の「こ」、コープの「こ」、
 「ここ」で、「楽しく【楽】に【便利】に！」
 という意味を込めています！

2018年11月14日からスタートした取り組み。
 毎月第2・4水曜日に、市内のスーパーの会議室をお借りして、
 こけないからだ体操や会食、買い物を楽しんでいます。
 参加者は、介助の必要がなく一人で過ごすことの多い70～90代の12名。
 「みんなと話ができるのが楽しみ」「重たいもの運んでもらえてありがたい」
 など、参加者のみなさんに大変喜んで頂いています！

『地域でひとりぼっちにしない仕組み作り』のために

- ・民生委員や生活支援サポーター、大学生などのボランティアの活躍の場として
- ・支援の受け手と思われた参加者も、役割もって活躍できる場へ
- ・特技を活かしたアクティビティ(脳トレ、読み聞かせ等)、お茶出し、洗い物、片付け等



⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺

地域に向けた取り組みは、支援の受け手と思われた参加者の「誰かの役に立ちたい」「誰かに喜んでほしい」気持ちを実現する場であり、自らの力で自信を回復する場でありたい。

支援の受け手と思われた参加者に役割を！

- ⇒ できることや特技を活かす。
- ⇒ 誰か(の心)を動かす力がある！ことを感じる ⇒ 自信の回復

数々の取り組みは、人をつなげ、ボランティアの人数も活動の種類も回数も増え、さらに新たなつながりを生む

2020年3月 新型コロナウイルス(COVID-19) 全国的な感染拡大

●**地域交流事業の一時中止**

- 面会・来訪の制限
- スタッフの細かな感染予防のルール
- コロナ禍の事業継続

コロナ禍の中で・・・

【運営推進会議】
「ここ楽！の利用者が再開を切望している」「だんだん元気がなくなってきた心配している」「なんとかここ楽！を再開できないか」

【地域包括支援センター】
「感染症対策でたいへんだと思いますが、閉じこもりがみで心配な高齢者がいます。サロンの再開は無理でしょうか」「月に1回でも交流の機会、外出の機会をもたせてあげたい」

できないとあきらめるより、できることを考えよう!!

サロン(集いの場)の再開へ

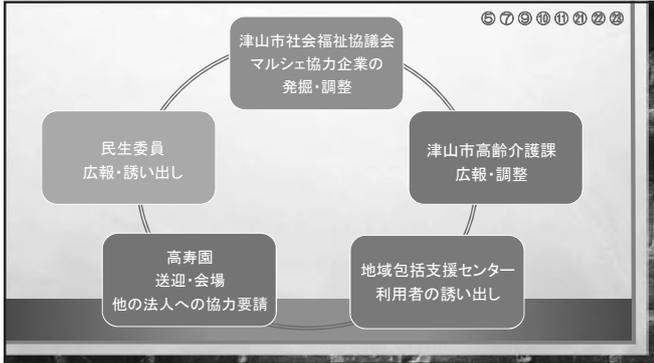
新型コロナウイルス感染症の影響で休業者、介護休業者等の増

本体事業も厳しい状況下で、高寿園単体での取り組み再開は難しい

津山市高齢介護課、津山市社会福祉協議会、地域包括支援センター、と連携・役割分担

感染対策や感染リスクから身を守るルールが浸透するまでは、ボランティアの活用は一時見送り

スタートは、十分な感染対策の中で



ここ楽! & マルシェ@こうじゅえん

目指すのは自ら役割をもって参加する自発的なサロン

実施日時: 毎月第4土曜日(令和2年11月28日スタート)

対象: 介助の必要がなく一人で過ごすことのできる高齢者

送迎の対象: サロンの対象であって、高寿園から片道15分圏内にお住まいの方

送迎の利用は参加者の1/2 ※自分で移動が可能の人がサロンにくる理由?

内容: ・介護予防体操(こけないからだ体操・棒体操など)
・マルシェで買い物・多様なアクティビティ

場所: 高寿園 地域センター・デイサービスセンター

感染対策は必須



サロン利用者インタビュー

「どうしてサロンにこよと思われたんですか？」

- この年齢になるとお友達と一緒にごはんを食べたりおしゃべりしたりするのが楽しみな。でも今はコロナで出かけるのは悪いみたいでしょ？怖い。だから安心して出かける場所があるのはうれしいの。
- こういうところに来られる人はちゃんとしているでしょ。自分勝手にしたり、噂話をしないし、みんなで楽しもうとして、わかまえる人がこられるから安心なのよ。
- ずっと一人で家にいて、自分が認知症になったんじゃないかと不安になって。お医者さんに行ったら全然大丈夫って言われたんだけど、一人でいるとまた不安になるでしょ。今は大丈夫でもおかしなことになってるんじゃないかって。だから、誰かと交流できる場所に行こうと思ったの。そりゃあ勇気がいったわよ。とてもとても勇気がいったわ。誰も知った人もいない、知らないところにくるんだから。でも勇気を出して一歩を踏み出したの。
- 家において、一言も口をきかない日が続いてね。もう声がないんじゃないかと不安になったり。物忘れも激しくなって不安になるんよ。誰か友だちでもできて、大きな声で笑えたら、1か月分くらい笑ってまた1か月先を楽しみに思えるでしょ。

コロナ禍の新たなニーズ Keywordは「安心」

一步、一步 ～新たなつながり～

- 「マルシェ@こうじゅえん」の拡充に向けて
開設コアメンバーに加えて、地域住民、地元企業等の参画を呼びかける
- 「おもちゃ図書館こうじゅえん」の再開に向けて
ここ楽！ 協力者から新たな団体や担当者への紹介
新しい形の地域の子育て支援を模索・検討
- 福祉避難所と災害時支援拠点としての準備
コロナ禍だからこそ、地域の安心拠点として
- ボランティアの受入れ再開

チームはプラットフォーム型へ
テーマや取り組みに沿った
連携と協働
つながりはさらに広がる方向へ

新たなニーズの発見 ～再資源化～

① ⇒ ②



地域共生社会の実現に向けて ～特養が発信する地域福祉～

②

特養の持つ関わり、施設・設備・専門職等々の資源を有効に活用し、赤ちゃんも、子どもも、お年寄りも、施設入居者も職員も、職員の家族も、地域の全ての人々が役割を持つ、主役を務める場を設定していきたい。

地域にある多様な団体・企業等とつながりを持ち、広げ、地域の人々が活躍できることを支援する地域のネットワークの活性化を目指したい。

多様な年代、多様な事情の人々が集う特養(人を支援する専門職の集まり)だからこそ、気づけるなにかを形にして地域に届けていきたい。



